

公立高校の通学区域について

(1) 公立高校の全日制課程のうち、普通科（小豆島中央高校を除く）と理数科だけが、下記のように第1学区と第2学区の2つの通学区域（学区）に分かれており、自分が住んでいる通学区域にある高校に出願しなければなりません。

ただし、高松市国分寺町、丸亀市綾歌町、綾川町（共通学区）に住んでいる場合と、県外からせとうち留学（全国からの生徒募集）に出願する場合は、通学区域の制限がなく、県内のあらゆる高校に出願できます。

(2) 公立高校の全日制課程の普通科と理数科以外の学科、小豆島中央高校および定時制課程や通信制課程は、通学区域に関係なく、県内すべての地域から出願することができます。

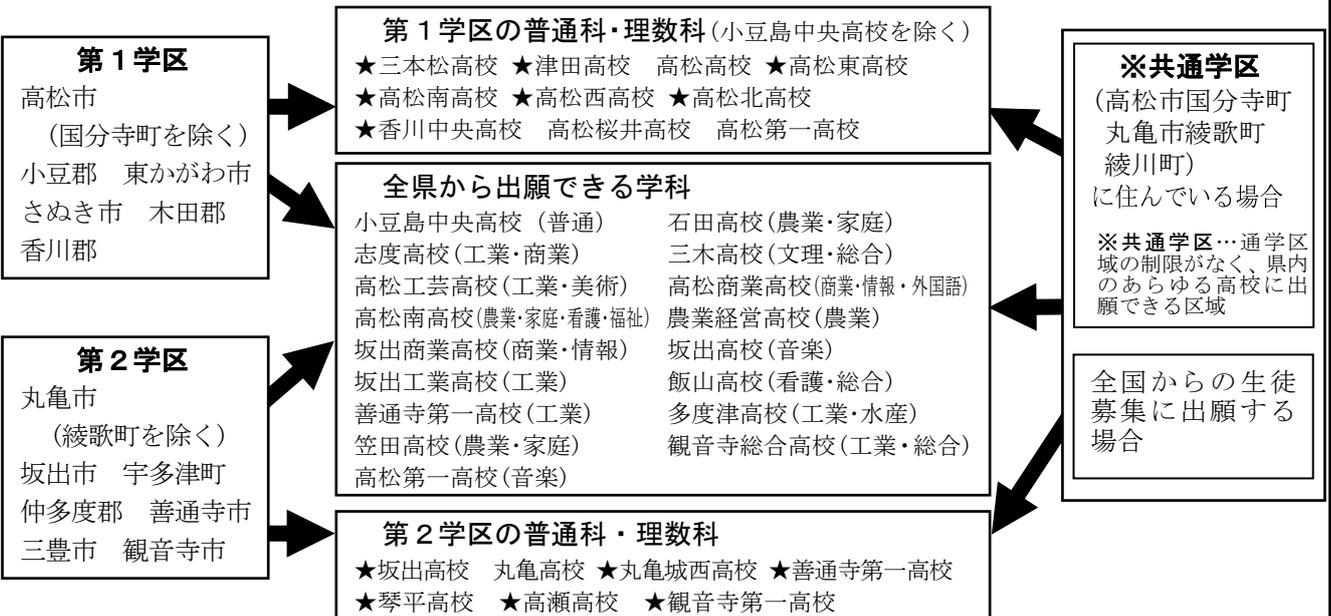
通学区域がある公立高校全日制課程（普通科・理数科）配置図



●公立高校全日制課程の通学区域……下図のような区分があります

★…自己推薦において他学区枠のある普通科・理数科

→ …出願できる高校



●公立高校定時制課程・通信制課程……県内すべての地域から出願できます

学区の弾力的な運用について

令和5年度の公立高等学校入学者選抜から、学区によって出願に制約のある普通科と理数科のうち、自己推薦選抜を実施する13校（上ページの図で★印がついている学校）では、自己推薦選抜において、自分が住んでいる通学区域ではない学区（他学区）に出願することができます。

他学区からの合格者の上限は入学定員の5%です。